

登録会員規程

平成24年12月 1日制定
平成28年 2月20日一部改正

(登録会員)

第1条 本規程に基づき登録したものをこの協会の登録会員とする。

(賛助会員)

第2条 この協会の登録会員の他に、長野陸上競技協会専門委員会と特別委員会の委員及び部員、並びに「賛助会員」を、会員とすることができる。

2 賛助会員については別に「賛助会員入会要領」を定める。

(遵守事項)

第3条 登録会員は、日本陸連及びこの協会が定める全ての規約に従わなければならない。

2 登録会員は、陸上競技及びこの協会を侮辱したり、信用を損ない品位を失う行為をしてはならない。

(登録の種類及び手続き)

第4条 この協会の会員になろうとする者は、次のいずれかにより登録するものとする。

支部登録：加盟支部へ所属して行う登録。原則として居住地または職場所在地の支部へ登録する。

クラブ又は職域登録：長野県内に拠点を有し、長野陸協各支部に登録する5名以上の会員がいるクラブ又は職域は、登録することが出来る。

大学生登録：日本学生陸上競技連合の登録者でこの協会へ登録した者。

高校生登録：高等学校及び定時制通信制高等学校の陸上競技部の高体連登録者。登録は、学校単位で行うものとする。

中学生登録：登録は学校単位で行うものとする。

(登録の期間)

第5条 登録は毎年4月1日に始まり12月末（日本陸連が指定する日）に終わる。

2 前項に関わらず当該年度の登録は毎年審判員5月末日、競技者9月末日までとするが、前年度から継続する会員登録は3月末日までを原則とする。

(二重登録の制限)

第6条 同一年度内において、2つ以上の団体から登録することはできない。但し、高校生及び中学生がそれぞれ高体連、中体連を通じて行う登録とクラブチームを通して行う登録が重複（二重登録）することは差し支えない。

(競技会への出場)

第7条 登録会員はこの協会が公認する陸上競技会へ出場することが出来る。

(登録会員の個人情報)

第8条 登録会員の個人情報は、この協会の個人情報保護方針に従い取り扱われる。

2 登録会員から取得した個人情報は、登録会員の管理、資格審査、競技会に関する情報の発信・公表、陸上競技に関する必要な連絡などに利用することが出来る。

(登録会員に対する処分)

第9条 登録会員が本規程第3条に違反した場合は、資格停止・除名など処分の対象となり得る。

2 前項に基づく登録会員の処分の審査、決定は理事会において行う。

附 則

1 本規程は平成24年12月1日から施行する。

2 本規程に定めてない事項については、「公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則」、「登録会員規程」を準用する。

3 長野県を代表するチームを編成し大会に参加する場合、そのチームを構成する者（ふるさと選手、ドクター、トレーナーを除く。）はこの協会の会員でなければならない。

4 本規程は平成28年2月20日から施行する。